

明治三十三年二月二十六日 禮拜日 信託省認可

明治三十三年八月十五日 號

目 次

社 說

◎ 恤兵の必要

◎ 社會事業

論 說

◎ 予の道德論

安藤鐵腸

社 會

◎ 宗教法人設立規定 ◎ 宗教法人の寄附

負債募集法 ◎ 内務省の提出案 ◎ 所謂新

政黨 ◎ 女子の職業 ◎ 各宗委員會

雜 錄

◎ 北遊襍記(承前) 文學士 本多高國

◎ 航運日誌

信 界

◎ 不動の心 文學士 清澤瀧之

會 報

◎ 近江縣南大谷會 ◎ 秦氏の送別會 ◎ 大日本

佛教青年會講習會閉會式

改教時報

第三十七號

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ、又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

政教時報

恤兵の必要

印度の饑饉は救濟せざるべからず、幾千萬の生靈が氣息奄々として、空しく死を待ちつゝあるは人生悲惨の極なれば、之を救助せん事は寔に仁道の然るべき所とす、然れども心是のみに馳せて他を顧みるに遑あらず、遠き印度河畔の慘狀をのみ憶うて、近き同胞の慘憺悽愴の悲劇を忘るゝは、人情の自然にあらざる、理勢の當然といふべからざるなり、我輩未だ宣戰の詔勅を拜せざれば名に於て戰時といはんは如何がなれども、其實は戰時たるに相違なきなり、吾同胞諸士は數句以前より北清の曠野に轉鬪苦戰しつゝあるなり、聞説北清の野は氣候頗る悪しく暑寒共に酷烈にして我輩の想像以上にあり、現下既に寒暖計は華氏百十度位に昇ると雖も、之より益進みて、今月末より九月にかけては日中百五十度に達し、且一望緑樹青草なく、隨て清風の涼を送るなく、赤裸々たる泥砂は無遠慮に熱氣を送り出し、到底堪へ得べきにあらねば、其地に生長し棲息せる人民すら暑に向へば一家を纏めて地方に遁げ出すを常とすといふ、殊に又本月廿日頃よりは彼地の有名なる梅雨期にして二三週間は濛々として豪雨降りしきり、水勢は四十餘里の間に暴溢し、原野一圓に氾濫して一大湖水を現出するを例とし、此雨緩み此水干て後は泥濘膝を没するの泥田と變ずといふ、加ふるに飲料水を得ること最困難にして

政教時報第三十六號目次

社説	國民的訓練 ● 監獄教誨
論說	新舊兩信仰 (加藤玄智)
社會	何をか無宗教の地と云ふ等
雜誌	參會雜記 (百目木劍虹) ● 窮兒惡化の狀況
會報	各地の教信

本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
- 一、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應ぜず
- 一、本誌代金は必ず小爲替にて送送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無送送料

● 廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢

- 一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事
- 一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

明治三十三年八月十四日印刷 發行編輯人 上村幸三郎
 明治三十三年八月十五日發行 印刷人 清水朝太郎

社會事業

到底熱飯を常食とする能はずといふ、嗟我幾萬の同胞兄弟は是等幾多の強敵と奮闘せざるべからざるのみならず、怨恨憤怒に驅られたる驚愕なる團匪拳匪と苦戰せざるべからず、嗚呼出征軍士の困難は猶是のみに留まらざるなり、彼廿七八年の戰役の如く、我國單獨の進退を爲すを得ず、列國環視の中に立ち、動もすれば嫉視の後より従はんとするを慮りて、一舉手一投足の進退行止にも熟考深察八方へ注意せざるべからず、憶へば幾萬の我同胞諸君は天然人爲の所有困難大敵と戦ひつゝあるなり、惟り惟ひ、我國民の是等出征軍士に向て同情を寄する事、彼廿七八年の日清戰役に比して半ばにも達せざるなり、否寧ろ十分一にも及ばざるにはあらずやと思はるゝ觀あり、茲に余輩は大聲疾呼して、四千數百萬の同胞諸君の同情を喚起し、以て恤兵の舉の熾に起らんとを希望して止まざるなり、其第一着として佛教徒の一大奮發あらん事を庶幾するなり、印度飢民救濟に奔走する固より美事なりと雖、夫のみに偏して、恤兵の急を思はざるは、血は水よりも濃しといへる自然の人情にも遠き感なくんばあらず、印度救急の事も一段落として、更に恤兵事業に盡力せられん事を切に勸告希望するなり、

歐米に於ける社會の狀態は余輩之を詳にせずと雖も、我邦今日社會の現狀は實に委しく知るに從て不完全の點改善を要する廉の多きに驚かずんばあざざるなり、表面立派に美しく見

ゆる社會にても實に夥しき罪惡は犯されつゝあるなり、堂々たる警察權など、其犯罪搜索の便に供せんが爲めにか、一部の者に向ては或る罪惡を見通しつゝあるは常の事なりと云ふ、然り警察權に斯の如く缺所あるが爲に、諸種の惡漢毒婦は安んじて罪惡を犯し得るといふ、社會にして斯の如くなる以上は何程監獄は改良せらるゝとも、教誨師は如何に熱心に教誨に従事すとも、到底社會改善の上に於て見るべき奏功を期すべからざるなり、社會改善は其文字の詮はず如く、固より全世界の改善なり、大なる社會の改善なり、去れば一小局部たる監獄中の規則を改め、建物や宏壯にし、衛生に注意し、教誨に勉めなせたりとて、決して成功すべきにあらざるなり、去れば改善せんと欲する社會の全般に亘れる大仕掛の事業を起さざるべからず、即ち大仕掛とは諸種の社會事業を相並立して起し、互に相聯絡し相助けて奏功を期すべきなり、社會事業といへば數多し、殆ど無限に多かるべし、今假りに重立ちたる五三の事業に就て例せば、孤兒教育、惡少年感化、救貧事業、施藥療病、教育、監獄教誨、出獄人保護等の諸事業は一聯して並び施し、互に奏功の顯著を致すべきなり、此中單に一事業のみ何程勉強し何程整備したりとて著しき成功は期し得ざるなり、世諺にも貧の盜人といへる如く、貧窮の爲一度心ならずも罪を犯せりと假定せよ、爾來此漢は如何なる徑路を履むべきかは推知し難からざるなり、犯罪者固より責むべしと雖も、社會も亦其一半の責に任せざるべからざるにあらざるや、何となれば今の社會は未だ出獄人保護の機關猶具らずし

論 說

予の道德論

安藤 鐵腸

道德といふものはどういふものであるか、六かしき倫理學上の研究は廢めにして、極めて平たき何人にも解し易い實例について考へて見やう、我輩は世間有識の人はともかくも、普通の人は概ね道德家といふことについて誤解して居ないかと思ふ、極言すれば世の中からは道德家は誤られて不道德者と見做され、不道德者は却て道德家として評判されて居るのであると思ふ、悲しいことには世の中は盲目千人に明目一人の諺に漏れず、真正に人を鑑識する人に乏しいことである、我輩は公道の爲に、正義の爲に、今日の所謂道德家を嫉むこと甚しいのである、

行儀正しく衣紋を崩さず、人に向て腰が卑く、荒々しき言葉遣をせず、萬事温順にして、酒色の巷に出入せず、精神的には放縱を避けて戒慎を専とする、これが世間普通の俗人の眼に映する道德家である、成る程これだけの事が備はつたなら、應敗して居る今の世の中には、少くとも道德家として容すことが出来やう、豈計らんや此の道德家先生にはこれ以外に他の屬性伴ひ居らんとは、他の屬性とは何んである、巧に世人の信用を得て爲めにするところあらんとする、人知れず裏門運動を爲して己を利せんとする、表に密を傾はせて裏に針を含まんとする、何んぞ立派な屬性ではないか、俗人の眼

て、却て他の一方には法網を脱し居る奸商輩數多くして寧ろ彼等の犯罪を促しつゝあるを以てなり、又茲に幼年の孤兒棄兒ありと假定せば、彼等は如何に成長す可きかを思量せよ、遺憾ながら今の我社會は漸次に彼等を惡化し行くは、本誌が掲載せる窮兒惡化の狀況を一讀せる諸君の容易に首肯する所なるべし、是即我邦未だ孤兒教育、惡少年感化等の事業の整備し居らざるに基くもの多ければ社會は亦其責の一半を遁るべからざるなり、又教育の有無は犯罪の多少と比例する事は一たび四人の統計を見れば判然たる所なり、我社會は小學の義務教育すら、授業料を徴集して以て校費に資するなり、是に於てか貧民の子弟は登校するを得ずして、一生を無智文盲に終るなり、明治維新以來教育の道開けたりと雖も、就學兒童は學齡兒童の百分の六十四五に過ぎざるにあらざるや、斯の如く多數の無教育者を含む社會には犯罪者を多く出すも理の當然といふべきなり、然らば則眞個に社會を改善せんと欲せば少くとも余輩が上に列擧せる如く事業を並立せしめて、獄舎に繋がれて其履歴を汚すに至るの充分に之を教誨訓化して力めて入牢者を少からしむべし、監獄教誨の如きは最後の手段なり、監獄以前に於て教育感化に漏れたる者を再び教育を仕直すものなり、斯くの如くして聊かにて、悔心の萌芽の顯はれんとして出獄せるを又保護して再び惡道に陥るを防止に至らば始めて諸種の事業は相並て着々奏功を見るに至るべし、是に於てか警察も一層取締を嚴にして知りつゝ吞舟の魚を漏し社會に犯罪を容易ならしむる如き事無きを得ん、斯くの如くして始めて社會事業の効果をを見るを得ん哉。

に映する道德家が、已に此の如きものであるから、かういふ方面に成功しやうとして孜々汲々として勉めて居る人は十人が十人縦ひ道德家と迄言はるゝことは六ヶしいとしても、少くとも評判の善いといふことは確な事實である、かゝる輕薄なる世の中には、案外奇談の現象がある、大層不道德の様に抗撃するが、その抗撃する人が、他人の娘と巫山戯た契りを結ぶではないか、借金といへば善くないことでもした様に言ふが、その言ふ奴が、人の所得の上前をばねるではないか、放蕩借金固より好ましくない事だ、道德上勿論制裁すべき事だ、云々かしの娘を姦して居る者に放蕩を責むる資格があるか、人の所得の上前をばねる者に、借金をする人を咎むる資格があるか、道德上の罪何れが輕きか重きか識者を待て始めて知るべきでない、先輩の言行態度に反對するは後進として穩かでないと言ふから、親切な忠告であるか感佩すれば、其奴は菓子折を手にして權門に御髯の塵を拂ふ奴であるのに案外の思をなしたか、其の後後遺ひが荒いと言て戒めて呉れた人があるから、成る程尤もの忠告と感心したが、其奴、親戚縁者の路頭に迷ふのを見逃して構ひつけぬ奴なのに、始めて覺然として悟する所あつた、けれども一般の世の中では放蕩、借金の輩よりは處女と私通し、人の所得の上前をばねる輩の方が受がよい、先輩に反抗し、錢遣が荒い徒よりは、オベツカ、シミツタレの徒の方が遙か評判が善いのである、これは一例に過ぎないが萬事此の調子である、世の中はなんと心細いものではないか、

我輩はこゝに懺悔する、我輩は〇〇をする、借金もある、
 錢遣ひも荒い、先輩だとして盲従はせぬ、頗る評判の善くない
 やつである、勿論此の如き事は善くないといふ事は自覺しつ
 つある、併し或る目的の爲め——人に信用を博せんが爲め、
 高き地位に上らんが爲め、その利益を得んが爲め——に此の
 放縱の性を強て改めやうとは思はぬ、それは却て不道德と思
 ふからである、此の如き卑劣の目的の爲めに己を枉げるとい
 ふは、即ち己れを欺き、人を欺き、世を欺くので、不道德の
 至りと思ふからである、我輩が之を改むるは或る目的では
 ない、自分の心に判断し、良心の指揮に服従して、自然に之
 を改むるのである、
 我輩は考へる、道德家といふのは、公明正大にして、秘密のな
 い人間であらうと、言を換ゆれば世と人を欺かぬ人である
 う、更に言ひ換ゆれば己を欺かぬといふ事に結歸するである
 う、此の上更に多言を費すの必要はない、幸に我輩と同感の人
 があつたなら、我輩の心を汲んで貰ふ事も出来るであらう、
 我輩は此の頃、かういふ心性作用がある、一つ手近い實例を
 舉げて話をしやう、丁度百目木君から督促せられて、此の原
 稿を書く直ぐ前であつた、或る委員會に我輩も委員の一人と
 して出席した、全体此の委員といふのは數個の團體から五六
 名づゝ選出せられたものである、處がその中の我輩とは異り
 たる團體から選出せられた一委員が、既に過ぎ去つた事に關
 して、我輩の團體から選出した委員の數名即我々が專斷に過
 ぎるといつて、大層理屈を並べた、その理屈の當否はこゝに

社 會

◎宗教法人設立規定

今回内務省令第三十九號を以て

左の如く公布ありたり、宗教法完成までの楔子なるべし

宗教の宣布又は宗教上の儀式執行を目的とする法人の設立

等に關する規程を定むるに左の如し

第一條 宗教の宣布又は宗教上の儀式執行を目的とする社

團又は財團を法人と爲さむとするときは設立者は定款又

は寄附行爲の外左の事項を記載したる書面を差出すべし

一 宗教の名稱及所屬教派宗派の名稱

二 儀式及布教の方法

三 信徒の資格及選定方法

四 信徒と法人の關係

五 信徒及社員たるべき者の員數

六 宗教の用に供する堂宇、教會所、會堂、説教所又は

講義所の類を備ふるものに在ては其名稱所在地及設

立許可の年月日

第二條 前條の法人か前條第一項第一號又は第四號の事項

を變更したるときは直に届出づべし

第三條 第一條の法人か第一條第一項第二號又は第三號の

事項を變更せむとするときは認可を受くべし

前項の規定を違背したるときは民法第七十一條に依り其

設立の許可を取消すことあるべし

第四條 本令に依り書面を差出す場合に於て神佛道の教派

又は宗派に屬するものにありては凡て管長の添書を附す

(參照 民法第七十一條、法人が其目的以外の事業をなし又は設立の許可を得たる條件に違反し其他公益を害すべき行為をなしたるときは主務官廳は其許可を取消すことを得)

いふ必要はない、然るに今日四時から更に或る會を或る處に

開くのである、その會は矢張り前の數個の團體の人々が寄り

合ふのである、そこで我輩は委員會が結了した後に、今日の

四時からの會の爲に最も幹旋の勞を取て居る人に、かういふ

注意をしやうと思ふた、即ち又今の様にあの團體の人がくだ

らない理屈を並べると、今日の會にも妨げがあるし、後日の

爲にも悪いから、今日の會の會計は各團體より一人づゝ選ぶ

といふ事にしようといふ事を注意しやうと思ふて、

口まで出たが、此時更にかういふ事をふと考へた、それはこ

ういふ事を親明顔して注意するのは、自分の着實を挫ふとい

ふ事になりはせまいか、それでは己を欺くことになると思

ふ事に注意を廢めにしてしまつた、蓋し此時我輩の心の奥底に

こんな事はどうでもよい、理屈をいふものもつゝならぬ事を

言ふたものだといふ心があつたからだ、若しもつと大事件で

自分が熱心に心を傾注して居たならば我輩の性質として必ず

此の注意を事實にしたのであらう、

とにかく我輩は表に柔順に、温和に、殊勝に、如法に見せかけ

て、巧に世を渡つてゆかうとする人を好まぬのである、先輩

に頼む事があるなら、堂々表門から横行濁歩して頼むべしだ

主義容れられずして面白くなかつたならば、立派に大衝突を

して退くべしだ、苟くも生れて男子でないか、男は須らく男

らしくすべしだ、己を欺かずといふのもこゝにあるであらう、

我輩の道徳論は以上の如くである、大方の學者道徳者よ冀く

ば教示する所あらば幸甚である、

◎宗教法人の寄附負債募集法

に付内務省令第三十

八號を以て去る一日左の如く公布せらる、明治三十一年内務

省令第六號中左の通り改正し本月五日より之を施行すること

に定めたり

第三條 神社、寺院、祠宇、佛堂其他宗教の宣布又は宗教上

の儀式執行を目的とする法人にして寄附金又は負債を募

集せむとするときは地方長官の許可を受くべし

前項募集の區域が二以上の廳府縣に涉るときは神社、寺

院、祠宇、佛堂及法人の主たる事務所の所在地を管轄す

る地方長官を経由し内務大臣の許可を受くべし

第三條の次に左の四條を加へ以下順次繰下

第四條 神社、寺院、祠宇、佛堂及教派宗派其他宗教の宣

布又は式上の儀式執行を目的とする團體の用に供する爲

め寄附金募集を爲す者亦前條に同じ

第五條 寄附金又は負債募集の許可を受けむとするときは

左の事項を記したる願書を差出すべし

一 募集の目的 二 募集の方法 三 募集の金額

四 募集の區域 五 募集の期間

六 前各號に掲ぐるものゝ外負債に付ては利率及償還の

方法

第六條 前條各號に掲ぐる事項を變更せむとするときは其

事由を記し許可を受くべし

第七條 寄附金又は負債募集の許可を受けたる者他人をし

て其募集に従事せしめむとするときは其住所氏名職業年

齡を記したる願書を差出し募集地方長官の認可を受くべ

し

第八條 第一條乃至第四條第六條及第七條に違背したると

◎宗教法人設立規定

今回内務省令第三十九號を以て

左の如く公布ありたり、宗教法完成までの楔子なるべし

宗教の宣布又は宗教上の儀式執行を目的とする法人の設立

等に關する規程を定むるに左の如し

第一條 宗教の宣布又は宗教上の儀式執行を目的とする社

團又は財團を法人と爲さむとするときは設立者は定款又

は寄附行爲の外左の事項を記載したる書面を差出すべし

一 宗教の名稱及所屬教派宗派の名稱

二 儀式及布教の方法

三 信徒の資格及選定方法

四 信徒と法人の關係

五 信徒及社員たるべき者の員數

六 宗教の用に供する堂宇、教會所、會堂、説教所又は

講義所の類を備ふるものに在ては其名稱所在地及設

立許可の年月日

第二條 前條の法人か前條第一項第一號又は第四號の事項

を變更したるときは直に届出づべし

第三條 第一條の法人か第一條第一項第二號又は第三號の

事項を變更せむとするときは認可を受くべし

前項の規定を違背したるときは民法第七十一條に依り其

設立の許可を取消すことあるべし

第四條 本令に依り書面を差出す場合に於て神佛道の教派

又は宗派に屬するものにありては凡て管長の添書を附す

(參照 民法第七十一條、法人が其目的以外の事業をなし又は設立の許可を得たる條件に違反し其他公益を害すべき行為をなしたるときは主務官廳は其許可を取消すことを得)

者其他の場合にありては違背者を廿圓以下の罰金に處す
第五條の次に左の一條を加ふ

附則

第十條 本令實施前募集の行爲を爲したるものにして其募集の完了に至らざるものは其部分に對し本令を適用す
(全文參照)

神社寺院等に於て參拜料金、經費料金、寄附金、募集に關する件(明治三十一年內務省令第六號)
第一條 神社寺院及び佛堂に任意の賽物の外參拜者に對し何等の名義を以てするに拘らず參拜せしむる爲め特別に料金を徴収することを得ず
第二條 神社寺院及佛堂にして其殿堂庭園什貨等を觀覽せしむるか爲め料金を徴収せんとするときは地方長官の許可を受くべし
第三條 神社寺院及佛堂にして寄附金を募集せんとするときは地方長官の許可を受くべし、但し特に氏子檀徒若し信徒のみに對し募集するものは此限にあらす
第四條 前各條に違反したるときは神社寺院佛堂の管理者を貳拾圓以下の罰金に處す
第五條 本令は明治三十一年八月一日より施行す

◎内務省の提出案

別項記載の如く宗教法人設立等に關し省令として既に公布されたるが、來る第十五議會に提出

するに略ぼ内定し、過般來調査中の法律案は、土木局より道路法案、神社局より神社法案、宗教局より宗教法案等にして就中宗教法案の如き最も苦心し居らるゝよし、現に今回舉行の高等文官試験に宗教と國家の關係の論題を出したるを見れば、之が試験委員たる宗教局長斯波氏の苦心察すべきなり、思ふに世人は北清事變の報を聞きて既に重大なる法律案提出せざるものとし宗教法案の如き今年は見合す事になるべしと速断するが如きは、大なる誤謬と云ふべし

◎所謂新政黨

新政黨生るの聲を聞くこと久しくして未だ呱呱の第一聲すら發せざるは吾人聊か奇異の感なきを得ず

縁せられ更に伊藤侯に投じ以て満々たる野心を充さんとする陋劣心に出たるは朝野の一般認むる所、是を以て侯の容易に起ざる所以を知るに足らむ、若し侯にして輕々しく黨員の言を信し一度手を下さむか、政黨の喰物となり遂に終生の禍を來さむ、獨り侯の爲めに惜むにあらすして新政黨の爲め大に悲まざるを得ず、

要するに吾人は政黨の價値を非認するものにあらす、寧ろ健全なる發達を遂げ尙幼稚なる國民をして政治思想を普及せられんと望むものなり、而して從來の政黨の如きは何等の主義なく理想もなく唯營利のみに一能舟を轉ずるを以て目的とし主義となすに過ぎざるなり、政海の腐敗汚濁は到處沈滞せざるはなし、如斯の政黨は吾人實に一日も早く社會より勦絶せられんと祈る、新政黨にして從來の弊を一掃する能はず獵官者を以て門前市を成すが如き醜態を呈するあらば吾人斷じて新政黨の生るゝを願はざるあり、伊藤侯の賢明なる豈吾輩の言を以て後ら始めて知るものならむや、新政黨は必ず一定の主義を有し向上の理想を抱く大政黨として社會に現出せむこと吾人の切に希望してやまざる所也、

◎女子の職業

我國女子教育の振はざるを以て所謂女子の理想なるもの殆ど絶無と云ふも過言にあらざるべし、而して女子の職業なるもの近年に至りて稍々需要の多き傾向を現はすに至れるは、女子生計の獨立に於て一步を進めたる者と云ふべし、逕信省に於ては女子を郵便業務に従事せしめむとの議あり、電話交換所の如きは現に之を採用しつゝあり成績

も又良好ありと云ふ、此種の業務は女子にありては最も適當なりと雖も其範圍狭く素より多數の女子を採用すること能はざるは明なる事實なり、多少教育ある女子に至りては其業務を選ぶに躊躇せざるも、無教育にして何事をも辨知せざる是等下等社會にありては、吾人は其報酬の廉なる割合に最も多くの勞働をなし、日として雇主の虐待を受けざるなきをみては、轉た同情の涙を涙かざるを得ず、而して茲に吾人の一層氣の毒の感に堪へざるは清國事變の影響として各地の紡績工場は相率ひて夜間就業を中止し、此結果使用の工女を解雇するもの續々として其跡を絶たすとの報道に接したること是なり、營利を目的とする會社が一旦不利益の境遇に沈みたるは固より道德問題の如き顧みるの違なきは吾人之を知らざるにあらす、然れども常に誘拐同様を以て雇ひ入るに競走したる工場か少しの蹉跌に遇ふて、俄に之を解雇し放逐の命を下し、幾千の子女をして路頭に迷はしむるが如きは不徳の甚しきもの、例へ營利を目的とする工場なりと云ふも吾人は斷乎として其罪を鳴らさざるを得ず、紡績工場の場合は就中工女の虐待甚しき者なりと聞く、政府は何故に之を等閑に付し取締を嚴重にせざるや、然れども政府の取締を待たずして工場主も是等の策を講ずるは會社永久の利益にして勞働者をして亦其業務に安ずることを得べし、然らざれば他日勞働問題を惹起するの憂なしとせむや、一言以て當局者の注意を促す所以なり

◎各宗委員會

佛骨奉迎に關し忙殺されたる各宗もそれ

名は新政黨なりと雖も、其實自由黨、帝國黨を解黨して之を伊藤侯の足下に献するに過ぎざるなり、吾人は素より何の黨派に關係なく所屬をも有せず、從て何れの黨派に對しても何等の恩怨あるにあらす、故に新政黨に向て批難を加ふるが如きは吾人の初より採らざる所なり、然れども吾人は吾國從來の政黨に對して一大弊害の横はるを觀、早晚之が肅清を望むもの、今や腐敗の極點に到達したる我國の政治家に對して公徳を説き、清廉をすゝむるが如きは、木に縁りて魚を求むるよりも難きを知る、然れども吾人は其難きを知りて之をいはじ益々其腐敗を増長せしむるに忍びざるなり、所謂新政黨の難産の聲ある所以のもの吾人其間の消息を解せざるにあらす、吾人は自由黨帝國黨の如き腐敗黨が解黨せられたるを喜ぶと共に新しき希望の光明を以て生れ出でんとする新政黨を欣ばざるに非ず、然れども單に自由黨其者の變形、帝國黨其者の舊衣を以て新に之を縫ひ上げんとする政黨の如きは吾人の容易に同意を表し能はざる所なり、從來の自帝兩黨を擧げて之を伊藤侯の足下に献せんとするは大によし、何故に其野心を捨てざるか、何故に獵官熱を去らざるか、獵に報酬の多からんことを望み種々の注文を擔き出すか如きは、新政黨の價値知るべきなり、伊藤侯の迷惑患ふべきなり、是れ新政黨の組織成らむとして成る能はざる所以歟

今夫れ伊藤侯の手に依りて新政黨を組織せむとす固より侯の意見に従ふ可は論なきのみ、然れども自由黨が山縣内閣に絶

どれ委員を選定し京都妙心寺に於て宗教法案に對する協議會を開き、再び運動を開始すると共に左記の事項を實行する由

- 一、昨年六月建仁寺大會議決の精神に基き各宗派の既得權を保持する事
- 一、宗派の既得權に屬する公私法上の區域及内容を明にする爲め現行の宗制寺法を精査する事
- 一、前項履行の爲め佛教調査會を置く事
- 一、總代管長を七名とし同盟宗派中より推戴する事
- 一、外國宗教制度を調査する事
- 一、調査會の期日は本年六月より十月迄の間とす
- 一、調査會場は東京とす
- 一、調査會修了したる時に於て管長會を開き其成績を報告し併て將來の宗教法案に對する諸般の事項を定むる事

雜 録

北遊雜記(四)

本 多 高 陽

小樽の地には暫く逗留して居たから、宗教の有様も比較的詳しく見たり聞いたりした、此地は概していへば佛法繁昌と申して宜しい、併し其佛法は勿論形式的舊佛法である、が今は舊どか新どかど六ヶシイ事を議論せやうでも無いから、見聞の儘を描き出して見やう、

が、親の命日に殊勝に墓參したかと思へば、其歸り途には料理屋へ立寄りて一盃キョシメスといふ様にゴント開けたものであるが、小樽のみならず北海道ではソーいふのは樂にし度もマア一寸捜すに面倒だらう、親の命日に肴を食ふといふ開化人は恐ろしくあるまい、其代り手足を運んで墓參はせず家に引込んで居るかも知れない、法事供養等の丁寧なる事は餘程感心である、連夜と當日と二日共僧侶を澤山招いて供養をする、夫に東京あたりの様に御齋坊さんといふ者が居ないから、寺院に坊さんを要することは夥しい數である、葬式は東京などよりは餘程立派の様に見受けられた、夫にオカシイのはツイ近頃或葬式の前に市中音楽隊がブツブツとねりて行くのである、此事は別に今少しいふ折があらう、

にて、未だ滿員に至らぬ會もあれば是等は此比例にて金額を分配するのである、中には大寺などには此會を二つも組織してあるといふことだ、これにて貧人などは葬式の費用を辨するを得べく、寺院は容易に維持費を得る、中々うまい考へである、又中には富豪にて斯る金額を勘定に入れぬ人々は施しにする足し前にする、何れにしても弊も起るであらうが、一つの考へ付きである、此上猶改良もしたらば、頼もしい組織ともなるであらう、

もたまさか行く者が有ても、永住する者とはなく、勿論婦人は決して行く事は出来無かつた、それがマア滄桑の變と言はうか、今日では人口も七萬もある繁華な市街となり、自治制さへ許されたのである、思へば世の變遷進化は驚くべきものはない、併し其多くは諸國の喰ひ詰める者が一山當て様と思つて、腕一本脚一本で渡りて來たのである、夫で舊家といふも無ければ門閥家と言ふも無い、今日の上等社會紳士といふべき人々にても、三四年前まではモズリの着物を着て飛んで歩いた人々である、皆々初代身上で有て、人から權位と稱せられる人は醫者か僧侶か官吏を除いては殆ど無しといふも誣言では無い、皆親方と呼ばれるのである、ソーいふ始末故算盤取りては何れも抜目の無い人達であるけれども、讀み書きと來たら憐な者である、坐右には算盤を離さず、二六時中賣買損益の事にのみ頭を勞して居る人達ばかりであるから、其商法の劇しい事は又格別である、丁度東京の彌敷町を見た様なもの、手もなく横濱神戸の小形なのである、こゝにいふ土地では教育などの事は大切であると言ひつゝ、後へ廻さるゝことは、三府に亞ぐといふ立派な横濱市に中學や師範學校の設けの無いのを見ても分る、小樽も其轄である、七萬の人口を有する而も非常なる膨脹力を有する大市街にして小學校以上の教育機關といふものは一つも見ざるを得ない、加之小學校さへ甚だ不足して學齡兒童をして自由に就學せしむるを得ないのは甚だ遺憾である、併しこれは元來ならば道廳が惡いと思言するを憚らない、小學校の事は道廳を咎める譯には行かぬが、

中等教育に不都合を感ぜしめて放任して置く地方廳があらう、道廳も夫は經費は餘裕もあるまいけれども、中央諸官省に亞ぐ所の大官衙で有て、中學校の一つやソコヲ設けられぬといふことい萬々無い事である、況して道廳の澤山ある北海道の事である、全体が捨て、置いても小樽は發達するから、不要の保護などはせぬが宜しいと云のが道廳の仕打である、夫も一應は尤であるが、教育などは夫ではあまり不親切である、前にもいふ通り、此地は新開の土地であるから、一家に取て言へば新所帯と同じであるので、萬事創業で、鍋釜の如き日用道具から調べて掛からねばならぬ有様で、道路の工事街衢の取廣げ等焦眉の急務が迫る故、地方税の負擔の夥しい事は非常である、殊に區稅の苛いことは驚くばかりである、故に人口の多い割合に、土地の繁昌な割合に、區の經濟の基礎は確でない、其事は道廳でも飽まで承知で、今の長官などは常に口にする所である、夫であるのに小樽が中等教育の欠乏に非常に困難して居るのを見て見ぬ振りして捨て置くのは、ドローしても分らない、視學官などは何をして居るのだらう、全体北海全道に亘りて教育事業の振はないので、其拓殖上に及ぼす、不結果は恐ろしいものである其有様と之れが救濟策としての愚見を少しく述べて見やうか、

航 運 日 誌

左の一篇に去る五月博多御遺形奉迎の爲め、艦を暹羅國へ渡航なされ今同悉なく歸朝されたる正使大谷光演師の從者某氏の記する所、乃ち謂ふて本誌にか、讀者の劉覽に供する所以也 (記者 識)

●五月二十四日(晴) 午前六時博多丸門司に着す、煙火の響と共に九州聯合奉送會員、數旋の幟を押し立て奉迎使一行の上陸を御顯明院殿も亦來りて迎へらる、小蒸氣船に遷されて御上陸、直に松延旅館へ投宿せらる、地方の門末并に信徒續々として伺候す、夜來海邊に於て絶えず、煙火の戲を演じ頗る壯觀、

●二十五日(晴) 午前九時旅館を發して、門司說教場へ入らせられ、一席の御親教をなし玉ひぬ、續て南條博士の布演ありたり、同十一時御歸館、午後四時本館に歸へらせらる、

●二十六日(曇) 午前七時昨夜來船中に一泊の石川參務、野間録事二氏訣別の辭を述べて直に上陸す、同八時門司港を發す、午後天候俄に變し大雨沛然として甲板を洗ふ、夜に入りて船體の動搖甚しく、怒濤の響百千の雷の如し

●二十七日(晴) 水波茫々として四顧一點の陸地を見ず、正午船は北緯三十度二十八分、東經百廿五度五十一分にあり寒暖計は七十二度を示せり、航路二百九十哩

●廿八日(晴) 午前八時地平線遙に瀛船を認む、これ上海より日本國に歸航する郵船會社の船ならむと云ふ、午前十時新門様種痘遊ばさる、

正午博多丸の位置は北緯二十六度三十三分、東經百二十一度四十八分にして寒暖計七十六度、昨日の正午より航路三百十七哩、香港を距る實に五百十六哩なり、

此夜食堂に於て茶話會を催し南條(歴史中の佛語に就て)日置(佛骨奉迎に就て)二師の有益なる講演ありたり、

●二十九日(晴) 正午船は北緯二十三度三十五分、東經百十七度四十四分、寒暖計八十度を示せり、航路二百九十哩午後三時頃に至り支那アモイの陸地を右方に認む、

●五月三十日(晴) 午前六時三十分香港に入る陸上ベストの流行益猖獗なるを以て御上陸を果すを得ざりき、

●三十一日(曇) 午前九時小蒸氣船にて御上陸、香港領事館を訪はせられ、それより公園を散策し、ピークホテルにて晝飯を召し玉ひ、暫時休憩の後御歸船せらる、領事上野喜三郎氏答禮として船中に訪問せられたり、夜半甲板に上りて市街を望めば電燈の光燦然として遠く波間に映じ頗る奇觀也、

●六月一日(曇) 午前六時博多丸香港を發す、正午船は北緯二十一度十四分、東經百十三度三十四分、温度八十二度を示せり、航路七十四哩、

午後四時頃天候俄に變じ、光景凄然急雨車軸の如く降り、迅雷耳を襲ふこと甚し、

●二日(雨) 午前雷雨、午後快晴、正午博多丸の位置は北緯四十九度、東經百十一度六分、寒暖計八十二度にして、航路三百哩、

●三日(晴) 朝來左方に安南の遠山を模糊の裡に望む、正午博多丸の位置は北緯十二度十三分、東經百九度四十八分にあり、寒暖計八十九度を示し益々暑熱を加ふ、此日の航路二百八十二哩

午後八時一等室食堂に於て茶話會を開く、藤島師は宗教と道徳の關係、前田師は佛骨奉迎の主旨、最後に南條博士は因縁和合に就て各趣味ある談話をなされたり

●四日(晴) 終日風無く水波起らず、海面油の如し、暑熱頗るに加りて流汗淋漓衣を濕す、

正午船は北緯八度六分、東經百七度四十一分、寒暖計八十七度にして航路二百八十三哩、シンガポールを距る四百八十七哩なり、

●五日(曇) 正午船は北緯三度五十六分、東經百五度四十五分にあり寒暖計八十四度を示し稍涼氣を覺ゆ、明日上陸に付乗客員の發起にて一同離別會を催しぬ、此夜月明に風清し、

●六日(晴) 午前九時半新嘉坡に安着す、當港領事中山嘉吉郎氏西本願寺開教師佐々木千重氏其他在留日本人の諸氏來船訪問せらる、

午後一時小蒸氣船にて御上陸、直にラフエルス、ホテルに投宿せらる、一行も亦上陸同宿す、此日恰もトランスパールに勝ちたる英國の所謂戰勝祝賀會の日にあたりしを以て、各戸悉く英國旗を掲げ支那人數百人隊を組み鉦鼓を鳴し岐阜提燈の如き種々の彩色ある提燈を竿頭に掲げ喧々擾々として市中を歩むの状悪しからざるにあらす、然れども異形の裝、風習の陋未だ全く蠻風を脱せずといふべし、

此夜八時頃馬車に乗じ市中の景况及公園地等御巡覽せらる、

夜半雷鳴雨下、電光閃々、夜色悽然として一天暗し

●七日(曇) 午前八時三井物産會社支配人川村氏御面謁同十時中山領事の招に應じ奉迎員一行を從へ訪はせられ懇切なる待遇を受け午後一時御歸館

●八日午前六時ホテルを發し馬車を驅りて波止場に御着、小舟にて新嘉坡號に御乗込(支那人の所有船にして千餘噸、隘少にして不潔、船長は英國人なりと云ふ)中山領事等見送らる、午前七時四十五分出帆、暹羅國王陛下の庶子ア・パコーン殿下同船し玉ふに遇ひ、御對面遊ばせられたり、殿下七ヶ年間英國に留學し今回卒業の上歸國の途に就かれ玉ふ所あり、曹洞宗釋種樸仙氏本日乘船一行に加はる、

正午寒暖計八十六度、夜來急雨來りて甲板を洗ふ、
●九日(曇) 朝來細雨微風を送る、
正午船は北緯五度二十五分、東經百三度四十四分寒暖計八十一度を示す、航路二百三十八哩、
午後左方に島嶼を認む、

●十日(晴) 午前海上平穩なりしも午後三時頃より少しく動搖を始め、夜に入りて風雨加はり船体の傾斜益々甚し
正午船は北緯八度五十八分、東經百二度八分、寒暖計八十七度を示す、航路二百三十五哩、
(以下次號)

信 界

不動の心

清澤 滿 之

活動を專要とする世の中に、不動の心を主張するのは、不都合のやうであるが、其實は決してソ一でない、活動が益盛ならんとするには、愈不動の心が必要である、孔子は四十にして惑はずと申され、孟子は四十にして心を動かさずと申された、本統に不惑とか不動とか云ふことは容易のことではない、佛法中には不動明王と云ふがある、煩の中に立ちて剣を持ちたる相である、火焰の如く猛烈なる誘惑に對して、少しも動亂することなく、智慧の利劍を揮て、萬難を截斷すること云ふ形狀である、吾人の世界は兎角誘惑が多い、吾人の心は常に其誘惑に動轉せられ易い、吾人は色聲等の縁に刺戟せられて、功名富貴等の事項に奔走することである、其は強ち悪きことではない、ケレドモ此の如き場合に當りて、自己の本心を失ふやうでは、動亂と云はねばならぬ、然るに此の如き場合に本心を失はぬことは、甚だ六ヶ敷ことである、これは各自が詳かに反省して見ねばならぬ、自分は少しも動亂せられないつもりでも、大ひに動亂せられて居ることがたんどある、飲食衣服等の事は見易き所であるから分り易いが、ソ一云ふ見易いことではなくして、所謂高尚と稱せらるる所に於ても動亂の形跡は少くない、彼の世の潮流に順應するとか、世界の文明に相伴するとか云ふことの内にも、やゝもすれば全く動亂せられて居ることが澤山ある、先づ佛教の上で云ふて見れば、世間が哲學を重すれば、忽ち佛教は哲學的なりと云ひ、世間が慈善を稱すれば、忽ち佛教は慈善主義なりと云ひ、世間が倫理道德を最要とすれば、忽ち佛教は倫理的道德

的なりと云ふが如きことがある、法律や政治や經濟や世上凡百の事に於ても同じやうである、世間に獨逸風か行はるれば忽ち獨逸風を模し、世間に佛蘭西風が行はるれば、忽ち佛蘭西風を擬す、唯人事百般の事に就て、自己には定まれる意見なくして、只世間の流行に附和雷同するのは、皆是れ不動心の欠乏より生ずる迷亂の行爲である、吾人は不動の心を確立して迷亂を脱却せねばならぬ、年齢にて云へば四十前後に至らずば、充分の不惑不動と云ふことは六ヶ敷からん、夫も修養を怠りては四十に達しても覺束なかるべし、年齢は兎も角として、修養は怠りてはならぬ、吾人は宜しく自己の胸裡を反省して、迷亂の情はなきや否や、不動の心は欠乏し居らざるや否やを審察すべきである、明かに吾人は不動の心に欠乏がある、迷亂の情を脱し居らない、ドーしたらば此欠乏が充たさるゝであらうか、ドーしたらば此迷情が脱せらるゝであらうか、此考究には外のことはい用でない、先づ迷亂の状態を解剖して見るがよい、迷亂の場合には、我と外物との間に就きて、我は無勢力となりて、外物が勢力を逞うして居る、此點からして、教家は屢外物を排斥するが如く見ゆることである、然れども外物は別に悪いものではない、色や聲や香や味や、其物は決して悪いものではない、然らは何が悪いかと云へば吾人の妄念妄想が悪いのである、色聲香味等の外物に對して、不適當なる欲情等を起す所の妄念妄想が悪いのである、故に本統の修養には、決して外物を非難する必要はない、只外物に對して不適當なる欲情を引き起す所の妄念妄想を退治

することが須要である、畢竟克己の心の修養が直に不動の心の修養となることである、然るに克己の心と云へば全く自己を破滅するが如く見へ、不動の心と云へば確然自己を揚立するが如く見ゆれども、ソ一見るのは間違である、克己の心が一歩進めば不動の心も一歩進み、克己の心が二歩進めば不動の心も二歩進み、二つの心は常に一致共進して決して相離隔するものではない、次に此不動の心が必要であると云ふのは決して活動を排斥するのではない、固より迷亂的の活動は排斥せねばならぬが、其は活動であるから排斥するのではなくして、活動はかまはねども、其が迷亂的であるから悪いのである、真正に善良なる活動即ち不動の心に根據を有する所の活動は、決して之を排斥すべからざるのみならず、充分に之を奨励すべきである、其處の實際の呼吸は不動の心の修養を積まずしては得られぬものである、然るに彼の血氣盛の青年杯が、何か一つやらねばならぬ、人間處世無功と云ふやうな工合で、只何となく活動を希望するのは、頗る危険なことである、多くの失敗や失望は此より起ることである、なせ失敗や失望に陥るかと云ふに、外ではない、未だ充實せざる能力を以て度外なる活動をせんとするからである、元來活動は其實力丈より餘計に出来るものではない、實力のある丈より出来ぬものである、又勢力さへ充實すれば自然に表發するものである、であるからして、活動と云ふことは其自身には、別に價値のあるものではない、活動の價値あると否とは、全く活動以外の標準によりて定めらるゝことである、人を殺す

も活動なれば、人を活すも活動である、物を取るも活動なれば、物と與ふるも活動である、而して人を殺すも物を取るは悪活動とせられ、人を活すも物と與ふるも善活動とせらる、又若し少く精細に云ふときは、同じく人を殺すにも善と悪とがあり、同じく人を活すにも善と悪とがあり、ノ一して見れば、人を殺すも強ち善とは云へなければ、人を活すも強ち善とは云へない、又物を取るも強ち善と云へなければ、物と與ふるも強ち善とは云へない、況して一概に活動と云ふて、其を善だの悪だのとは、決して云へたものではない、であるから、活動と不活動とに對して、直ちに一刀兩斷の判決を下して活動は善なり、不活動は悪なり、と云ふが如きは妄斷の甚しきものと云はなければならぬ、活動と不活動とに就きて、決して善悪是非の區別を立つべきものではない、其實を云へば、活動は常に不活動と伴はねばならぬ、不動の根基に據らずしては活動は決して出来るものでない、不動なる地盤の上にあらずば、吾人は歩行や運動をすることを得ない、吾人の精神の活動も此と同じことである、不動の地盤によらずしては、本統の活動は決して出来るものでない、

會報

○膽南大谷會規則 同會は近江伊香郡の有志諸氏の發起にかゝるもの、今該規則を得たれば左に掲ぐ、正會員は専ら大谷派に屬するもの、如し

○講習會の閉會式 大日本佛教青年會講習會は茲に二週間の講演を了へ愈々去る七月二十四日沼津郡會堂に於て閉會式を擧げたり、當日は佛骨奉迎の爲め航運せられたる南條博士の來臨あり頗る盛會なりし、今當日の様を記さんには午前十時村上博士の講演終ると共に閉會式に移りぬ、幹事眞岡氏は起て講師并に地方有志の勞を謝すると共に、會員諸氏の熱誠に聽講せられたるを喜び、併せて幹事の不行届を謝しぬ、次に大内講師因縁に就て種々の例を引き且つ修養の怠るべからざる所以を懇切に説話せられ、次に南條博士佛骨に關し一場の演説を試みられ、最後に縣知事の代理として臨席せられたる梶山縣視學官は教育講習會を開き本縣教育上の爲め頗る利益を與へられたることの感謝の辭を述べて是にて全く式を了へ、一同茶菓の饗應あり、陛下の萬歳を三唱して散會せしは正午なりき、

廣告

○印度飢饉義捐金第二回報告

- 一金拾五圓 近江 膽南大谷會(黒田義忠) 取撥分)
一金壹圓 同 前田 松治郎(取次)
一金五圓 同 川松 治郎(取次)
一金四十錢 長崎 山田 惠眼(取次)
一金一圓四十五錢 越前 林 惠眼(取次)
內譯
一金五十錢 越前 村田 重幸
一金四十五錢 同 吉野村二十八日講中
一金三十錢 同 井上 長左衛門
一金二十錢 同 增田 九右衛門
一金十二錢 能登 船木 重郎
一金五十錢 越後 細谷 寅二郎

○膽南大谷會規則

第一條 名稱及位置
本會ヲ膽南大谷會ト稱シ本部ヲ春原村柳岸寺内ニ設ク

第二條 目的
本會ハ本宗教旨ヲ本領ヲ發揚シテ社會ノ文化ニ資シ佛徒ノ一致力ヲ鞏固ニシテ愛國護法ノ實ヲ擧ケンヲ期ス

第三條 事業
本會ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事業ヲ舉行ス

- 一 定期又ハ臨時ニ演說及會議ヲ開ク
一 布教員ヲ置キ本會ノ主義擴張ノ爲メ各寺ニ說教會ヲ開ク
一 但シ募捨金ハ本會ノ永續金ニ充テ布教員ニハ幾分ノ報酬ヲナス
一 講習會ヲ開キテ僧侶ノ學識ヲ養成スルヲ
一 時機ノ必要ニ臨ミ演說及講話ヲ開テ教育衛生及勸業等ノ普及上進ヲ資ケル
一 車馬ナル孝子節婦等ノ善行ヲ褒表スルヲ
一 教界ノ風紀振肅ヲ計ルヲ
一 社會ノ時事問題ヲ討究スルヲ
一 本山ノ教政ニ對シ建議請願スルヲアレヘシ
一 患死者若クハ慘死者ノ爲メ追出法要ヲ營ム
一 本會ノ隆盛發達ニ伴ヒ漸次慈善事業ヲ起スヘキヲ

第四條 組織

- 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
一 正會員
一 贊成員 檀信徒
一 他宗教派門信徒本會ノ主義ニ賛成シ幾分ノ寄附金ヲナス者ハ贊成員トス

特別會員部外ヨリ本會ノ主義ヲ贊成シ幾分ノ寄附金ヲ納メ入會シタルモ(以下省略)

○秦氏の送別會

本誌前號に於て本會總務員たる文學士秦敏之氏の渡米に就て本月一日出發の事を記せしが、同氏は都合によりて出發を見合せたるを以て、去日三時午後五時より上野公園精養軒に於て送別會を開きしに、在京の友人二十餘名出席せられ同氏の行を壯にせられたり、先づ發起人總代として眞岡氏の送別辭、秦氏の答辭、終りに高楠氏の可重なる送辭あり、一同歡を盡くして散會せられたるは午後八時過ぎなり、因に云ふ同氏は去る十一月十一日正午愈々チャイナ號に搭し横濱港出帆せられたり、此日新橋迄見送るもの數十名

- 一金三十三錢 近江 南部 甚歌
一金一圓 越前 田南
一金十錢 同 妻千
一金十錢 同 妻太
一金十錢 同 妻市
一金十錢 同 妻里
一金十錢 同 妻松
一金二十錢 同 妻助
一金二十錢 同 妻半
一金十錢 同 妻三
一金十錢 同 妻四
一金十錢 同 妻五
一金十錢 同 妻六
一金十錢 同 妻七
一金十錢 同 妻八
一金十錢 同 妻九
一金十錢 同 妻十
一金十錢 同 妻十一
一金十錢 同 妻十二
一金十錢 同 妻十三
一金十錢 同 妻十四
一金十錢 同 妻十五
一金十錢 同 妻十六
一金十錢 同 妻十七
一金十錢 同 妻十八
一金十錢 同 妻十九
一金十錢 同 妻二十
一金十錢 同 妻二十一
一金十錢 同 妻二十二
一金十錢 同 妻二十三
一金十錢 同 妻二十四
一金十錢 同 妻二十五
一金十錢 同 妻二十六
一金十錢 同 妻二十七
一金十錢 同 妻二十八
一金十錢 同 妻二十九
一金十錢 同 妻三十

政 教 時 報

一金十錢 諸岡 治吉
 一金一圓 諸岡 佐太郎
 一金四十錢 諸岡 源作
 一金二十錢 諸岡 忠作
 一金十五錢 諸岡 忠兵衛
 一金十錢 諸岡 林平
 一金十錢 田口幸左衛門
 一金十五錢 諸岡 小太郎
 一金二十錢 諸岡 源右衛門
 一金十錢 諸岡 甚太夫
 一金十錢 諸岡 佐太夫
 一金十錢 諸岡 柳次郎
 一金十錢 諸岡 清十郎
 一金十錢 辻 安右衛門
 一金十錢 諸岡 武左衛門
 一金十錢 諸岡 栗田龍照
 一金十錢 松永 多三郎
 一金十錢 有志信徒中
 合計十九圓二十一錢

美濃揖斐郡本郷村 光慶寺(取扱分)

一金九圓五十八錢
 內 譯
 一金一圓
 一金一圓十三錢五厘
 一金一圓七十五錢五厘
 一金一圓三十五錢
 一金六十四錢
 一金三十六錢
 一金二十七錢
 一金三圓〇七錢

一金十錢 諸岡 丹次
 一金十錢 諸岡 林藏
 一金十錢 南川 以之
 一金二十錢 岡山 三郎
 一金四十錢 諸岡 順作
 一金十錢 諸岡 忠作
 一金二十錢 藤井 安太夫
 一金十錢 諸岡 文太夫
 一金十錢 石崎彌右衛門
 一金十錢 松永 彌二郎
 一金十錢 諸岡 彌二郎
 一金十錢 諸岡 又平
 一金十錢 藤卷 佐一
 一金十錢 栗田 さわ子
 一金十錢 光山 あさ子
 一金十錢 荒木 きぬ子
 一金十錢 諸岡 多次平

全國全郡揖斐町 大乘寺(取扱分)

一金八圓六十三錢
 內 譯
 一金八十錢
 一金六圓八十三錢
 一金一圓
 全國全郡片山村 善性寺(取扱分)

全國全郡揖斐町 眞教寺(取扱分)

一金四圓八十九錢
 內 譯
 一金二十錢
 一金一圓四十八錢
 一金一圓五十九錢
 一金一圓四十九錢
 一金八錢
 一金五錢
 全國全郡揖斐町 眞教寺(取扱分)

全國全郡萩原村 善福寺(取扱分)

一金三圓八十錢
 內 譯
 一金七十錢
 一金三圓十錢
 全國全郡萩原村 善福寺(取扱分)

全國全郡小島村 野中會所(取扱分)

一金三圓六十錢
 內 譯
 一金一圓
 一金二圓六十錢
 全國全郡小島村 野中會所(取扱分)

全國全郡般若畑村 西方寺(取扱分)

一金三圓十二錢
 內 譯
 一金一圓
 一金二圓十二錢
 全國全郡般若畑村 西方寺(取扱分)

計金四十一圓四十錢五厘

前回報告總計金九十九圓七十一錢六厘

大日本佛教青年會第二回分

一金二圓十錢
 清水 鏡
 飯田 政熊
 右 (飯田權隱氏取次)
 伊勢下大久保松山大現
 下谷中根岸 和久隆宏
 尾張 森田德太郎
 計金十六圓十錢也

後國三島郡王番田村 淨願寺門徒中(日野圓乘氏取次)

一金一圓五十錢
 同古志郡蓬平有志同行中
 (鷲尾法童氏取次)
 計金十六圓十錢也

合計金八十九圓八十一錢六厘也

政 教 時 報

一金二圓三十九錢
 內 譯
 一金二十錢
 一金一圓
 一金七十九錢
 一金四十錢
 全國同郡山洞村 立齋寺(取扱分)

全國同郡八幡村 德通寺(取扱分)

一金五十一錢五錢
 內 譯
 一金十錢
 一金四十一錢五厘
 全國同郡八幡村 德通寺(取扱分)

◎注意 義捐金取扱期日は八月三十一日限の事、其以後は取扱申さるに付爲念御注意迄

○印度大饑饉義金募集の概

飢て食なく、たゞ死の到るを俟つ、人生の悲惨、斯くの如く甚しきものあらんや、骨肉路に斃れて相救ふを得ず、怨恩枕を並べて彼の蒼を仰ぐ、人生の悲惨、斯くの如く甚しきものあらんや、我が佛教の祖國印度の地、年凶にして五穀實らず、妻は子を抱えて飢に泣き、夫は妻を顧るに違なくして歎歎暗涙に咽ぶ、老ひたるは若きを呼び、若きは老ひたるを呼び、子は親を助けんとして力盡き、親は子を助けんとして力盡く、飢孳累々、途に普く、野に徧く、兒女童幼の食を求めんと欲して呼ぶ聲、叫ぶ聲も今は力少かり、空く怨みを呑んで既に他界の鬼と化し去りしもの、其數幾干なるを知らず、萬死に一生を得んが爲に、天に哭し地に哭する生靈約五百萬、彼等の運命は風前の燈よりも危し、嗚呼悲惨

哭すれども答へなき天地、英國は見るに忍びずと爲して既に救助義金二十萬ポンドを彼の地に送り、獨逸も亦五十萬マークを彼の地に送り、暹爾たる暹羅、亦五千萬ルビーを醸出して彼れに送る、米國も亦慈善家の大集會を開きて義金募集に着手せりと傳ふ、夫れ、人道の通義、佛教の要旨は、自他等く救ひ、怨恩並に勉るに在り、恩を禽獸に及ぼし、情を無縁の衆生に致す、これ佛陀の吾人に訓誨し給ふ所にあらずや、佛陀の訓誨に依り、人道の通義に依り、生を此土に托して國威を列強に輝かさんとする吾人、其佛教の祖國、印度の慘狀を聞いて誰れか同情一掬の涙を濺かさらん

爲聞く、印度の地は物價低廉、一人一日の救助費は僅に金四錢を以て足ると、一日壹錢を蓄へば四日にして一人を死地より救ふを得、仰き冀くは大方の志士よ義人よ、其佛教を信ずると信ぜざるとに論かく、其一日一人を救ふに足ると十人百人を救ふに足るとに論なく、應分の資を投して以て彼の憐むべき無告の窮民を賑へ

- 一 義金は多少を論ぜずと雖も成る可く四錢以上たるべし
- 一 義金の送付は來る八月二十一日を限りとす
- 一 義金送付者の芳名は本誌に廣告して領收證に代ふ
- 一 義金は本會宛にて送らるべし(爲替は森川局振込の事)
- 一 義金は佛教主義雜誌社聯合會の手を経て印度に送付すべし

本郷區森川町一番地

大日本佛教徒同盟會